根室市教育委員会訓令第２号

根室市総合体育会館建設市民委員会設置要綱をここに公布する。

令和５年１０月５日

根室市教育委員会

教育長　波　岸　克　泰

令和５年１０月５日
根室市教育委員会訓令第２号

根室市総合体育会館建設市民委員会設置要綱

（設　置）

第１条　根室市総合体育会館の建設に関し、次世代を含めた幅広い市民意見を求めるため、根室市総合体育会館建設市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、根室市総合体育会館の建設に関する基本構想・基本計画・基本設計の策定にあたり、必要な事項について調査検討のうえ提言を行うものとする。

（構　成）

第３条　委員会の構成は、別表に定めるところにより、根室市教育委員会が委嘱する委員１７名とする。

（任　期）

第４条　委員の任期は、令和５年１０月１日から令和７年３月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

３　委嘱された者がその職を退いたときは、委員の職を失う。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会　議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第７条　委員は、無報酬とする。

２　委員の費用弁償は、根室市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３３年根室市条例第４２号）の規定により支給する。

（庶　務）

第８条　委員会の庶務は、根室市教育委員会総合体育館建設準備室において行う。

（補　則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和５年９月２１日から適用する。

（別　表）

委員種別	構成団体	委員数	構成理由
スポーツ分　野	根室スポーツ協会	3 名	各種競技種目毎の専門的知見を有するともとに、スポーツの発展及び振興に関する立場として
	根室市スポーツ推進審議会	1　名	
	根室市スポーツ推進委員	1　名	
経　済分　野	根室商工会議所	1　名	全道規模等の大会誘致に伴う受け皿的な立場、更には市中経済への波及効果など、地域の振興や活性化に関する立場として
	根室旅館組合	1　名	
	北海道社交飲食生活衛生組合釧路地区本部根室支部	1　名	
教　育分　野	根室市小中学校校長会	1　名	スポーツを通じた児童及び生徒の健全育成など、保護者を含めた学校教育等に関する立場として
	根室市 PTA 連合会	1　名	
防　災分　野	根室市防災会議	1　名	避難所機能の在り方など、防災に関する立場として
福　祉分　野	根室市心身障害者（児）団体連絡協議会	1　名	障害者スポーツの発展及び振興に関する立場として
次世代分　野	北海道根室高等学校に在学中の生徒	5　名	次世代視点の反映など、将来活用に関する立場として